

令和6年4月30日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表 03-3580-4111 (内線 2036) )

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、本年5月14日（火）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年4月2日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年4月5日（金）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

令和6年度における以下の文書

（1）法務省定員細則の一部を改正する訓令（大臣訓令）

（2）本省内部部局の職員の配置定員について（依命通達）

（3）検察庁の職員の配置定員について（依命通達）

（4）法務省民事局及び訟務局の電話番号一覧

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、法務省本省では、以下の行政文書を保有しています。

（1）法務省定員細則の一部を改正する訓令

（2）本省内部部局の職員の配置定員について（通達）

（3）検察庁の職員の配置定員について（通達）

（4）民事局電話番号一覧（令和6年4月1日現在）

（5）法務省訟務局電話番号一覧表（令和6年4月1日現在）

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4の行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は5件、開示請求手数料は1,500円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙1,200円分を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を納付願います。